

水道法改正について

1 概要

- (1) 公布 平成30年12月12日
- (2) 施行 公布の日から1年以内（水道施設台帳の整備に係る規定を除く）

2 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため

3 改正の概要

- (1) 関係者の責務の明確化
 - ・国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならない。
 - ・都道府県は水道事業者等との広域的連携を推進するよう努めなければならない。
- (2) 広域連携の推進
 - ・国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定める。
 - ・都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる。
 - ・都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができる。
- (3) 適切な資産管理の推進
 - ・水道事業者等は、水道施設台帳を作成し、保管しなければならない。
 - ・水道事業者等は、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。また、その事業等に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならない。
- (4) 官民連携の推進
 - ・地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、国の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組み（コンセッション方式）を導入する。
- (5) 指定給水装置工事事業者制度の改善
 - ・資質の保持等のため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）を導入。